

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第六十号

昭和二十七年五月三十日(金曜日)午前十一時十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
木内 四郎君

委員

黒田 英雄君
西川基五郎君
小林 政夫君
小宮山常吉君
森 八三君
大野 幸一君
油井賢太郎君

政府委員

大蔵省銀行局長 河野 通一君
大蔵省銀行局総務課長 福田 久男君
大蔵省銀行局銀行課長 大月 高君

参考人

日本開発銀行理事 中村 建城君

本日の會議に付した事件

○日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○長期信用銀行法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第五十九回の大蔵委員会を開会いたします。日本開發銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。その前にちよつと申し上げますが、字句の正誤を

いたします。それは第一頁の四行目の「第四條を次のように改める。」という次に括弧して(資本金)というその三字を加へて頂きたい。そうしますと、自然その次の行の一等上に「第四條」という字を書き足すことになり、それから、そういうふうに御訂正して頂いて、それによつて御審議をお願いいたします。

○小林政夫君 昨日總裁に質疑をした外資の借入れの件ですが、銀行局長にお尋ねをいたしますが、政府が保証する場合に、この外貨送金を保証する場合と、外貨による返還を保証する場合と、万一支払不能になつた場合を保証する二つがあります。それは總裁としては、支払不能になるというようなことは考えていないと言ふことは當然のことではあります。両方の場合を考へて、やはり少くとも、ただ気休めの外資も借りられるということなら、みのある外資の性質を考へ、又開發銀行が受入れるべき性質の外資というやうな点から考へると、どうしても一応予算の定める範圍において政府が保証するといふ規定を補うべきではないかと私は考へてゐるのですが、この点か聞きしたい。

○政府委員(河野通一君) この点につきましては、開發銀行の信用を補完するといふ意味で、その上に更に開發銀行の借入れをいたした場合に政府が更にそれを保証するといふ制度があつたほうがよいではないかという御意見であります。この点につきまして

は、昨日開發銀行總裁からお答え申し上げたところでありますが、私ども大体小林總裁と同じような考へ方を持つております。御承知のように開發銀行といたしましては、借入金を入れた場合にも、その支払をいたします場合に問題が二つあるわけで、今お示しのように、外貨のコンヴァーティビリティの問題と、欠損を生じて支払不能になつて、円でも支払できないという二つの場合があるのです。主として問題は後者に關する問題だと思ふのですが、この法律でも御承知のように、借入金をいたします場合には、債務の保証をいたします場合と合せて、自己資本の額を限度とした上で、非常に極端な場合、そんなことは勿論ありませんが、非常に極端な場合に貸出金の半額が欠損になつたという場合に初めて借入金を支払えない、或いは債務の保証をいたした支払えないが支払えないということに相成るわけでありまして、そういうことは勿論考へる必要もないのであります。私どもは、この借入金なり債務の保証をいたします限度が抑えられております関係もありまして、万々そういうことがあつていいわけのことは勿論ありません、心配がないようには勿論の限度を設けてあるわけでありまして、かたゞできるだけ開發銀行の運用といふものは、パンキン・ビジネスとして、その債権の回収についてはできるだけ確実な方法をとつて参府の保証といふことを必ず附けなければ外資といふものが入つて来ないとも

私は言ひ切れないと思ひます。今後、具體的には今問題がございせんが、開發銀行自体の力で以て、自体の信用で以て相当程度は外資のほうは入つて参る見込があるといふふうに思つております。なお今後の情勢次第によつても、開發銀行だけの信用ではどうしても工合が悪い、私はそういうことは先ずないと思ひますけれども、という場合には、又その必要に応じて予算上の措置なり、或いは法律の改正、立法措置等をお願い申さなければならん事態が起るかも知れせん。只今のところではそういうことは先ず必要なからうといふふうに私は確信をいたして参ります。

○小林政夫君 今銀行局長の言われた後者のほうですね。その債務返済不能になるというところは、これはむしろ私どもの考へでは軽い、むしろ外貨による返済を保証する、いわゆる外国為替の管理が行われておる、外貨管理が行われておる情勢においては、むしろ政府保証を求めるといふことはそこに問題があるもので、外貨管理が行われなくなるまでは、恐らくこの開發銀行が受入れるやうな外資の融資先というものはやはりそういった外貨送金、外貨返金を保証してもらつた意味において政府保証を求めらるゝのです。開發銀行總裁は、今直ちにどういふ性質の外資を予定しているといふことはないんだと、ただそういったケースが起つた場合に受入れられるといふやうなつもりでおりますが、銀行局長としては、こ

ういふ改正をするに當つては、何か

これは輸出入銀行のほうの改正をするときもお尋ねをし、大体輸出入銀行として受入れる予定をしてゐるのは、大体アメリカの輸出入銀行からの借入金等のものだといふやうな御答弁があつたように記憶しておりますが、この開發銀行の受入れを予定してゐる外資といふものは、発案者としてはどういふ性質の外資を予定してゐるのか。

○政府委員(河野通一君) 第一のお尋ねであります。為替管理上の措置が續いて参ります限りにおきまして、開發銀行が外資を借入れ、その場合それを返済いたします場合に、必ずそれをもとの外貨に直して払ふということ

を確保する措置が必要ではないかといふこと、この点は私どもは必要であらうと思ふのであります。これは為替管理の運用といふものが、現在の體制で政府において行われます以上は、これを特に法律上はつきりいふ外資のコンヴァーティビリティを保証をいたすといふことを政府の措置として法律の上に現わすことも必ずしも必要でないと思ふのであります。いわゆる為替管理法の運用によりまして、この点は必ず外貨によつて返して行くといふ途を講じて参りたいといふふうに考へておるものであります。

それから第二点の、どういふやうな外資を受入れることを予定いたしておるかといふことですが、具體的に相手方については、これは昨日小林總裁から申上げた通りであります。特にいろいろ私どもが頭に描いておるものはございせんけれども、具體的に話が進

んでおるといふことも別に今あるわけではございません。頭に浮びますところ、アメリカにありまます輸出銀行でありますとか、或いは国際開発銀行等の活動と結び付けた意味において外資が入つて来ると思つております。外資関係も、その他一般の民間の外資、或いは別途提案されております電源開発促進法による外資その他の問題のほかに、先般御決議を頂きました日本輸出入銀行につきましても、やはり外資の受入はできることになつております。輸出銀行の外資の受入と開発銀行の外資の受入とはおのずからその性質に差異がある。一方は輸出入業務、殊に輸入業務に関連して外資というものが考えられると思つております。輸出銀行におきましては、一方で開発銀行の取扱いますものにつきましても、国内の産業の開発、これに関連します外資、これは勿論廻り廻つて現実には輸入と結び付く場合もあると思つておりますが、そういう意味の外資というものを考へておるのであります。相手方は今特にここで具体的に予定をいたしておるものもございせんが、今申上げましたようなところで、大体のところをお汲み取り願いたいと思つております。

○小林政夫君 この前大月説明員が、今の政府保証の場合で後者の場合、いわゆる借入金返済できない事態に立至つた場合に、当然開発銀行は政府機関だから政府が補償をいたしますといふことを言つておるのです。これは併し堅持の上においてはそうでしょう。そうでしょうが、この法律自体からはそういうことは当然生まれて来ないのです。これは一遍銀行局長から訂正し

ておいて頂きたい。若しそういうことをする場合、予算措置を伴わなければならぬ。まあ今出されておる訂正案及び訂正前の開発銀行法からは、当然に欠損の場合に政府が補償するといふことは生まれないと思つておりますが、その点どうですか。

○政府委員(河野通一君) 大月課長が御説明申上げましたときに、私おりましたので、この出資の限度内においては、まあ最悪の場合という予定はいたしておりませんが、その限りにおいては資本をつぶすという意味において、特に新らしい予算措置がなくても、その限りにおいては、何と申しますか、損失の補填が資本金によつて事実行される、これは減資の形になりますか、どういふ形になりますか、いろいろ方法はあります。ただそれを超えて欠損が出たという場合に、新しい資金を注ぎ込まなければならぬという場合におきましては、お説の通り予算措置なり、或いは場合によりましては立法措置が必要と思つております。この場合につきましても、恐らく大月課長はそこまで、立法措置なしにできると思つておられるのじやないかと思つておられるけれども、なお若しそういう意味で申しておりましたら、それは違つておると思つております。

○小林政夫君 それから開発銀行が今度は見返り資金の私企業融資の債権債務の引継ぎをやる、相当従来よりも業務が拡大され、扱う資金量もまあ相当な量、大かた二千億近くになつておる

といふことであると、この経営者、總裁或いは理事等について今までの通りの總理大臣任命制度でいいか、そういう点については別に従来通りの経営スタッフといふか、別に人を替へるという意味じやありませんが、この任命の仕方についていふか、やまやましく言われておるのであります。言われておるというか、心配する向きがある。大体現在の融資状況は相当堅く、むしろ堅過ぎるというくらいその筋の人は考えを持つておる。昨日總裁が開発銀行の信用を云々と言われたが、余り信用がよ過ぎて困るのではないかと思ふほどなんです。そういう意味でいろいろ上、元の復金の二の舞にならぬという上、元の意味から言つて、一方的な政府の任命でなしに、国会の承認を得るというふうな措置をこの際考へるべきじやないかといふふうに思つておる。少くとも總裁、副總裁についてはどうですか。

○政府委員(河野通一君) 御意見としては十分拝聴いたしましたと思つておりますが、私どももいたしましては、開発銀行の業務が非常に拡大されて参りますに際しまして、總裁なり副總裁なりの任命手続の現在のやり方を変えることはこの際必要でないかといふふうに考へておる。御意見の点は十分考へてみたいと思つております。

○小林政夫君 それから今度長期信用銀行法を、まあ大体我が方が了承すれば、長期信用銀行法といふものが生まれるわけなんです。それと昨日も幾々總裁から話がありましたが、要するに一般銀行の補充作用を開発銀行は営むのだといふことで、これは観念的には誰でもわかり切つておる。が実際の業務の上に

おいて、必ずしも補充でなしに、今度できる長期信用銀行の分野競合といふか、そういうことが起り得ないとは限らないのであります。それを制度の上において調整を図るというところは、大体において長期信用銀行が開発銀行の窓口になり、一応長期信用銀行の節にかけて、そして長期信用銀行で検討して、これは開発銀行の分野だといふふうな持つて行き方に仕組の上において考へるということにすれば、開発銀行が復金の二の舞にならぬようにといふことについては、これは非常に重要な問題で、又一般銀行との競合という問題につきましても、形の上では正が正である。制度の上では正が正であるといふふうに考へますが、この点についてはどうですか。

○政府委員(河野通一君) この点新しい長期信用銀行と政府機関たる開発銀行との間には、お話のように観念としては非常に分野が分つていたと思つておると思つております。ただ具体的な問題として、現実にはどちらで受持つべきかという問題につきましても、いろいろ御議論のような点はあつて思つておりますが、昨日も小林總裁から御答弁申上げましたように、これらの点を非常に頭に置きまして、開発銀行といたしましては、一般の市中の民間銀行で賄えるような融資に手を出すことはこれは適當でない。又そういうことをやらせるつもりも私どもはありませぬし、小林總裁もそういうつもりは毛頭ないのであります。むしろ私どもは現在のようないて、両方が、私も貸します、私も貸しますという競争といふものが起れ

ば、これはむしろ非常に有難いような堅持でおります。いづれかと言いますと、大市中銀行に参りましたも、民間銀行に参りましたも、どうもこれはうまく自分のほうで出せないから、開発銀行のほうへ廻つて頂きたいといふのが、今まで私どもの報告を聞いておられますところでも、開発銀行の取上げておるところのケースはそういうことになつております。

それからそういう手続を取つておらない例外的なものにつきましても、大市中銀行がこれはやれるものであるかどうかといふことは、開発銀行にもたくさん専門家もおられることであるので、この種類のものは到底市中じや賄えないだらうといふことがはつきりいたしておるものにつきましても、これは開発銀行が市中と相談しないでも、もう一遍市中銀行に行つてみないといふことを申さないで、或いは自分で処理しておる場合もあるかと思つております。併しこれは極く例外であつて、原則は今申上げましたような筋で、できるだけ民間銀行の窓口のベースに委ねるものはできるだけ民間銀行でやつて頂く。どうしても足りないとか、或いはそれで賄えないと思つておるものを開発銀行でやる。それがため、今御指摘もありましたような手続上のルートを、如何なる開発銀行の融資も、必ず一遍民間銀行の窓口を通すといふふうな仕組みにいたすことも一つのやり方であると思つております。これは原則は現在でもそうなつておるわけでありまして、そう固く縛つて置かないでも、とても民間銀行では対象にならないといふようなことが初めからはつきりしておるようなものもあるわけでありまして、そういうこ

とにつきましても、特にもう一遍民間銀行のほうに必ず行つてくれという手続を取らないでいい場合も例外的にはあると思うのです。大体御趣旨の点は御尤もでありますので、そういう方針で私も指導して参りたいと思ひます。開発銀行当局もそういう気持でおられると思ひます。政府もそういう点について遺憾のないように十分配慮いたしたいと思ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと申上げますが、長期信用銀行法案は、今提案されておる開発銀行法案と多少内容に関連性もあるようですから、この両案を一括して議題といたしておきます。

○小林政夫君 両方質問したいので

○委員長(平沼彌太郎君) ええ。

○小林政夫君 そうすると大野委員からこの開発銀行の審査能力というようなものにつきましてもいろいろお話がありましたが、そういう建前を取られると、必ずしも膨大な審査機構を持つ必要もないのではないか。極くまあ補完的なものというように考えて行けば、かなりスタッフの面について相当機構上考へる問題があるが、ほん／＼に支店、出張所を設ける必要もないしというような点で、これは預金を扱わないから、一般の市中銀行とそういう面においては懸隔は起りませんけれども資金コストを安くするというような意味から考へても、かなりそういう基本的な問題については相当簡略にするという趣旨からいっても、形の上においても、そういう今の銀行局長の言われたような趣旨が現われるようなことを考へて行くべきであると思ひます。

○大野幸一君 昨日私が総裁にお聞きした点に關して又小林委員から申されたいのですが、併しそれは両説あるのです。私のような説のほうがよいと考えている人も相当にある。というのは、市中銀行の窓口を通さなきゃならんというところは、これは一面において市中銀行にいい甘い汁を吸われたあとの悪い部分だけが開発銀行に廻つて来ると、こういうことも考えられるし、又市中銀行と従来非常に密接な関係にあつた大倉社だけが救済されるということも考えられるし、少くとも開発銀行の趣旨に副うて、低金利で産業開発の設備を助成するという意味ならば、低金利政策で市中銀行と競争させることも何ら差支えないはずであります。それにはやはり独自のスタッフを以て直接……むしろ政治は何と言つても多数の人が喜ばなければならぬのであるから、産業を開発すると同時に多数の人を喜ばせる、こういう意味で、市中銀行を過ぎなくとも、開発銀行へ行つてその援助を求めるという方法も一つの方法だと思ひます。その点を一つ……

○大野幸一君 昨日私が総裁にお聞きした点に關して又小林委員から申されたいのですが、併しそれは両説あるのです。私のような説のほうがよいと考えている人も相当にある。というのは、市中銀行の窓口を通さなきゃならんというところは、これは一面において市中銀行にいい甘い汁を吸われたあとの悪い部分だけが開発銀行に廻つて来ると、こういうことも考えられるし、又市中銀行と従来非常に密接な関係にあつた大倉社だけが救済されるということも考えられるし、少くとも開発銀行の趣旨に副うて、低金利で産業開発の設備を助成するという意味ならば、低金利政策で市中銀行と競争させることも何ら差支えないはずであります。それにはやはり独自のスタッフを以て直接……むしろ政治は何と言つても多数の人が喜ばなければならぬのであるから、産業を開発すると同時に多数の人を喜ばせる、こういう意味で、市中銀行を過ぎなくとも、開発銀行へ行つてその援助を求めるという方法も一つの方法だと思ひます。その点を一つ……

○大野幸一君 昨日私が総裁にお聞きした点に關して又小林委員から申されたいのですが、併しそれは両説あるのです。私のような説のほうがよいと考えている人も相当にある。というのは、市中銀行の窓口を通さなきゃならんというところは、これは一面において市中銀行にいい甘い汁を吸われたあとの悪い部分だけが開発銀行に廻つて来ると、こういうことも考えられるし、又市中銀行と従来非常に密接な関係にあつた大倉社だけが救済されるということも考えられるし、少くとも開発銀行の趣旨に副うて、低金利で産業開発の設備を助成するという意味ならば、低金利政策で市中銀行と競争させることも何ら差支えないはずであります。それにはやはり独自のスタッフを以て直接……むしろ政治は何と言つても多数の人が喜ばなければならぬのであるから、産業を開発すると同時に多数の人を喜ばせる、こういう意味で、市中銀行を過ぎなくとも、開発銀行へ行つてその援助を求めるという方法も一つの方法だと思ひます。その点を一つ……

○大野幸一君 昨日私が総裁にお聞きした点に關して又小林委員から申されたいのですが、併しそれは両説あるのです。私のような説のほうがよいと考えている人も相当にある。というのは、市中銀行の窓口を通さなきゃならんというところは、これは一面において市中銀行にいい甘い汁を吸われたあとの悪い部分だけが開発銀行に廻つて来ると、こういうことも考えられるし、又市中銀行と従来非常に密接な関係にあつた大倉社だけが救済されるということも考えられるし、少くとも開発銀行の趣旨に副うて、低金利で産業開発の設備を助成するという意味ならば、低金利政策で市中銀行と競争させることも何ら差支えないはずであります。それにはやはり独自のスタッフを以て直接……むしろ政治は何と言つても多数の人が喜ばなければならぬのであるから、産業を開発すると同時に多数の人を喜ばせる、こういう意味で、市中銀行を過ぎなくとも、開発銀行へ行つてその援助を求めるという方法も一つの方法だと思ひます。その点を一つ……

○大野幸一君 昨日私が総裁にお聞きした点に關して又小林委員から申されたいのですが、併しそれは両説あるのです。私のような説のほうがよいと考えている人も相当にある。というのは、市中銀行の窓口を通さなきゃならんというところは、これは一面において市中銀行にいい甘い汁を吸われたあとの悪い部分だけが開発銀行に廻つて来ると、こういうことも考えられるし、又市中銀行と従来非常に密接な関係にあつた大倉社だけが救済されるということも考えられるし、少くとも開発銀行の趣旨に副うて、低金利で産業開発の設備を助成するという意味ならば、低金利政策で市中銀行と競争させることも何ら差支えないはずであります。それにはやはり独自のスタッフを以て直接……むしろ政治は何と言つても多数の人が喜ばなければならぬのであるから、産業を開発すると同時に多数の人を喜ばせる、こういう意味で、市中銀行を過ぎなくとも、開発銀行へ行つてその援助を求めるという方法も一つの方法だと思ひます。その点を一つ……

ちやんと脱むところは脱む、その筋は間違いないという、人的にもそういうところで断るに、而も判断を誤らないうようなところを考へてもらへば、私の言うような方向に行くのじやないかというわけでありませう。

それから次は通商関係の、通商委員会委員から発言がありました。中小企業に對する金融は如何。これについては、見返資金を引継ぐわけでありませう、それとも関連をして、この開行銀行の融資先、融資対象というものが設備資金だというふうになつておられるわけですが、十分銀行局長も知つておられるように、中小企業の金融というものは、どうも設備資金とのみ必ずしも言えない。相當にゆるな運轉資金というものの、長期資金というものが相當な問題なので、中小企業に關する限りは、第何条でしたかの設備資金に限つては規定を、中小企業は例外として必ずしも設備資金に限らないというふうな規定に改正をして、同時に設備資金並びに長期運轉資金も両方やつて行けるというふうな改正を開行銀行としてもとらなければならぬ。而も機構的にも中小企業部門を特に設定するといふふうな意圖はお持ちにならないかどううか。

○政府委員(河野通一君) 中小企業に對する開行銀行の活動につきましては、今後見返資金の中小企業に對する融資がこちらに移つて参ります場合に、又従来の復金が中小企業金融をいたしてある、これらのものがだん／＼回収されますに應じまして、この資金をどう使つかうかという問題があるのであります。たゞ／＼御指摘のように、通商委員会等でも強い御要望を受けておる

のであります。従つてこの点につきましては少くとも見返資金の中小企業の枠と申しますか、大体予定いたしております金額及び復金が従来中小企業に出しておりましたものの回収金、これらの範囲内、少くともこの範囲につきましては中小企業の面に資金を運用して行けるように開行銀行へ努力をお願いしたいと私も考へております。ただ問題は、昨日も小林総裁からお話がありまして、開行銀行自体の性格と申しますか、使命というものが限られておる。一つは設備資金でありませう。開行その他のための設備の資金である。それからもう一点は政府の定めとする。それからもう一点は産業政策上どうしても必要だといふ基本的な計画の中に載つておるものに従つて開行銀行は貸出す。この二つの枠と申しますか、制約があるわけでありませう。この範囲内において必要なものにつきましては中小企業に對しては十分なる融資、現に中小企業等につきましても金融を開行銀行がいたしておるものもあるわけでありませう。そういう考へ方では進めて参りたいと思ふのであります。お話を開行銀行の業務規定を直して、中小企業に關する運轉資金まで開行銀行が融資ができるようにしてはどううかというお話であります。お説の点は一応御尤もであります。金融の制度と申しますか、會計と申しますか、そういう点から開行銀行が中小企業に限つて運轉資金まで出して行くといふのは、やはり制度としてはどううかでないのじやないか、そういう場合には、そういう中小企業に對する長期的な運轉資金の供給は、やはり中小企業専門の金融機関、勿論これはいつも

お叱りを受けているように十分でないという点につきましては十分私どももその点は身にしみて感じておるのであります。それと、農林中央金庫であるとか、或いは国民金融公庫でありますとか、その他一般の庶民金融機関、これらの機関を十分に活用することによつてこれらの中小企業に對する運轉資金の供給には遺憾なきを期して参りたい、少くとも制度としては開行銀行に運轉資金の供給まで認めて参るといふことは現在では勿論できませんし、法律を改正してまでどううかをやることにつきましては、私どもは俄かにどうも賛成いたしかねる、こう申し上げざるを得ないのであります。

○小林政夫君 長期資金というところ設備資金だといふことに考へられるわけですが、實際日本の産業の現状からいふと、自己資本が非常に減つておつて、どうしても運轉資金の面において、やはり本来ならば自己資本で賄うべき運轉資金が、どうしても借入金に依存せざるを得ないといふことで、手形の名は短期であつても、手形の切替え切替えて長期になる。従つて銀行自体もその企業に對して不信任を抱いて、甚だ融資がスムーズに行かないといふ事例が、これは大中小を問はず多くの日本の現在の企業にはそういう事例があるわけでありませう。従つてこの設備資金を賄うといふことも銀行の制度上必要なこととでありませう、長期運轉資金を賄う銀行についても考へなければならぬといふ氣持も相當あると思ふ。ただこの輸出入関係については輸出入銀行が長期運轉資金を賄うといふことになつております。その輸出入銀行の對象外のものについては、国家的には非常に重

要だ、従つて全般的にそういうことも考へなければならぬと思つておる次第であります。特に中小企業の問題については、そういう点で非常に深刻な問題があるので、いわゆる金融体系から言ふならば例外かも知れないけれども、そういう若し切り離して考へられれば、開行銀行を作るといふことでは別ですが、そういうことも手数だから、い

わゆる一般市中銀行の取扱えない部分をこの開行銀行が中小企業に限つては運轉資金も扱ふといふことでやつたらどうか。是非そうありたいと今の段階においては考へるのですが、中小企業専門の長期資金は、設備資金、運轉資金を問はず、例へば今の見返資金の回収等も切り離して別建てとして、中小企業専門のこうした特殊金融機関を作るといふことであれば解決するわけですね。そういうことも何ですか、少くとも中小企業に對しては開行銀行において運轉資金を含めての融資を図ることが望ましいといふことを私は是非考へて頂きたい。これは御答弁は結構です。

○大野幸一君 先ほど小林委員の開行銀行は市中銀行の親銀行としたらいたはうが、いいのじやないかといふことについて銀行局長のお考へはどううなんでしょうか、ちよつと聞いておきたい。

○政府委員(河野通一君) 親銀行といふ意味は私ははつきりいたさないものであります。市中銀行だけであります。市中の金融機関その他市中の産業自体で調達できない資金を、而も國の産業開発のために是非必要であるといふものを開行銀行が補充的に出す。これが長期金融機関の親銀行といふことは、私も当然と思ひますが、

そういう意味でなくして、市中銀行の長期資金だけで賄えないものを補充的にやるのだ。最後の資金の供給機関である。そういう意味で結局だん／＼最後は開行銀行へ来るという意味で、そういう意味でそれが親銀行だといふことが言えるかも知れませんが、普通言われておる親子の關係の親銀行ではないと思ひます。

○大野幸一君 先ほどの窓口を通すといふこと、一般銀行の金融できないところを補充するといふことは私は別だと思ふ。だから補充することは必ずしも市中銀行の窓口を通さなければならぬといふわけじやなくて、親銀行といふのはどういふ意味か知らないけれども、そういう親銀行という概念でやるならば開行銀行は私は意味をなさなうと思ふ。そうならば商工中金、農林中金、興銀にすべて調査をやらして、その認定権によつてこれはロボット式に日本開行銀行の金があるから出してやろう、こういうことになりませうならば、これは私は開行銀行の意味をなさなうと思ふ。そうならば結局各興銀、商工中金、農林中金の資金を貸せばよいことになつてしまつて、折角開行銀行をこしらへた意味をなさない。併し結局今の日本の産業を開発するために、は今のまでの行き方に検討を要する。興銀ですらもやはりその伝統の精神といふものはなか／＼一朝にして変らなう。そこでその伝統を克服して、これこそ日本の再建のために新しい意味の銀行をここに作つたので初めて開行銀行の意義があると思ふ。そこですべての調査権などが、出先、他人の調査機関を利用してのみやるというところにむしろ特殊性がなくなるのではない

か、こう思うのです。補充するという事は、そういうところでできないと思つたところの金融を開発銀行独自に流せば、それでちゃんと補充になる。何も市中銀行を通さなくてもいいという考えに私は今でも変わりはない、若しそうならば、昨日も私もよつと申上げましたが、一つ別に開発銀行を排えて、その幹部の地位を手えるだけのことならちつともむずかしいことはない。ほかの銀行から書類が廻つて来る、足りない分を出してやる、そんなことなら私は働き甲斐もないだろうし、又そういうような問題は本来の目的ではないと思う。この点はどうか考えられるか。

○政府委員(河野通一君) この点は結局程度問題になると思ひますが、私どもは開発銀行運営は、市中銀行の補充的な作用をするという観点に立つて運用して参りたいという事を申上げておるのです。具体的な事例として、必ず市中銀行の窓口を通さなければならぬという事は、これは小林委員にも私はそうする必要はないということをいつきり申上げておるので、併しなから市中で本来資金が付くものならば市中で付けたらいい、市中でどうしても付かないという場合に初めて開発銀行が乗り出して行くというのが開発銀行法の趣旨でもあるし、開発銀行の使命でもあるという事は変りないと思ひます。要は運用の方針でありますし、程度の差異であらうと思ひますけれども、なお開発銀行は、それでは市中銀行を通して行くならば、誰も人間は要らないではないかというお話であります、これはそれは参らない、開発銀行はやはり銀行として、この融資がで

きるかできないかを判断しなければならぬ。協調融資になっておりますものも勿論ございしますが、そうでない融資も勿論あり得るわけですが、そういう場合もやはり開発銀行として、市中銀行が断わりましたものを一体出せるか出せないかを判断しなければならぬ、その判断の能力は持たなければならぬ。併し一般の市中銀行のように、預金を吸収したりいろいろなことをやるわけではありませんが、人数はできるだけ少い人数でやつて行くように努めます。努めますが、若し市中銀行で調べた結果、ただ資料を持つて来るだけだから人は要らないというわけには参りません。殊に先ほどから申上げておりますように、資金の源が国の租税から集つておるのでありますから、これが金融につきましては特に慎重に考へて参らなければならぬ。国民の負担をできるだけ少くするという建前

で慎重に検討を加えなければならぬ。これがために必要な人数はやはり揃えなければならぬ。これは先ほど申上げますように程度問題であります。できるだけ国費の節約という点から簡素な機構、必要最小限度の人員機構でやつて行かなければならぬということにつきましては、私は全く同感であります。なお実際の運営、やり方につきましては、開発銀行から申出理事が見えておりますから必要がございしたらお聞きをお願いしたいと思います。

それは十九条におきまして、資金のコストを割らない程度が一つの基準になつておる、他方においては普通の金融機関の金利も参考にする、こういうふうになつておりますが、開発銀行の資金のコストというのは、大部分政府出資ですからそうかからぬ。庶務の諸経費が主たるもので、現にこの昭和二十七年の度、開発銀行の予定損益計算書を見ても、貸付金の収入利息入十二億六千万円、有価証券の収入利息入九千七百万円、雑収入が幾らかありまして、総計八十三億七千万円、それに対して諸費用は七億九千万円程度しかない、こういうふうになつておりまして、従いましてこのコストの点におきましてはせいぜい一年二分程度でいいのではなからうか、こう思われます。一方市中銀行の金利は一朝以上、或いは一割一分ぐらになつておりました、それがそれを参照してきめるという場合に一体どの程度に落着かせるのが狙いでありませうか、先ずそれを伺いたい。

○政府委員(河野通一君) 昨日他の政府委員もお答えしたかと思ひますが、必要であるという事は、ここに書いてありますように、少なくともコストを賄う程度の融資利率でなければならぬ、それを下つてはならぬという一つの最低限度を抑えておるものと私どもは解釈いたしておるのであります。それで金利一般をどこを基準にしてきめるかという問題については、いろいろ御議論があると思ひます。私どもは開発銀行というものは一般の市中で資金が付かない場合にその資金を政府が付ける、どうしても国のために必要である産業に対して資金を付け

て行くというのが目的であらうと思ひます。少くとも主たる目的であらうと思ひます。従いまして資金も付け更にその上に金利も特別の金利を出すということについては、私どもは少くともウエイトをおいて考へておらないのであります。資金も確保し、更に金利の低下ということによつて一種の補助的な仕組を考へることも、一体銀行の金利の性格として、少くとも開発銀行の金利の性格として、いのか悪いのかという点につきましては、少し疑問もあることだと考へております。併しなから個々の問題につきましては、必ずしも今市中金利と丁度同じではないので、むしろ市中金利よりも若干下目の程度を現在の金利の水準にいたしておるわけでございしますが、なおそのうちでも先ほど申上げましたように、電力或いは造船等諸般の点から考へまして、相当やはり金利負担が大きき響いて参る、そのために折角の国の産業政策上非常に必要な企業のコストが非常に上る、そのために産業全体に対する影響が非常に大きくなるというたようなものにつきましては、やはり特別の考慮を払つて行く必要があらう、一般論としてはやはり私は市中の金利を脱んだところできめるといふことが適當だらうと思ひます。が、そういう特殊の性質のものにつきましては、更に十分その実情を検討いたしまして上で、適當な措置を取ることが必要になつて参るかも知れません。この点につきましては、先ほど申上げましたように見返資金を開発銀行が引継ぎます場合等におきまして、相当こういう問題が具体化したして参るのではないかと思います。まだにわか

に結論まで到達いたしておりません。現在開発銀行においてもいろいろ検討願つておるところでございしますが、そういう特殊のものにつきましては特別の考慮を払うという余地はある、かように考へておる次第でございします。

○大矢半次郎君 電力、それから造船等につきましては特別の考慮を払う、こういうわけでありましたが、今日日本において長期資金を最も必要とするのは即ち電力であり、又造船方面から思ひます、出ておりますのは七分五厘で出ておりますが、これを将来どういたして行くかというのには非常に大きな問題で、各方面から検討しなければならぬ、その点については十分そつがなないようにおやりになることと思ひますが、同時に或いは鉄の關係でも石炭の關係でも、その他のものでも大体同様なものがこの融資の対象になるのではなからうかと思ひます。一方においてそれら関連産業においては又収益状況必ずしも悪くない方面もありませう、なか／＼問題としてはデリケートで困難だと思ひますけれども、それらの点を十分に考慮いたしまして善処せられたらと思ひます。私はどうもこの開発銀行法の第十九条は、むしろ削除したほうがよいのではなからうか、非常に目障りですね、法律自体が却つて有害無益だと考へますが、如何ですか。

○政府委員(河野通一君) この点は答弁を求められますが、非常に私も苦しいのであります、私は今度の改正法案にこの条文を削除するとは必要でないといふので削除した改正案を実は提出してございしません。私どもは非常に書き方としては一〇〇%満足とは申上

げかねるのでありますが、趣旨は先ほど申し上げましたように、やはり一方でコストを賄うことは必要最小限度のことです。一方ではやはり資金源を拡充するということが必要で、特に市中の金利よりも安い金利で出すというところが、一般の原則として開行の使命として合うかどうかという点は非常に疑問である。従つて原則としてはやはり市中金利を脱しながら金利をきめて行くということが、開行銀行といたしまして、又これらは輸出銀行側にも同じ問題があるかと思ひますが、適当なことではないかと思ひます。この条文があるかないかにかかわらず、私はやはりそういう堅持で開行銀行なり輸出銀行の運用をして行くのが原則ではないかと思ひます。併しなから先ほどから申し上げますように、特殊のものにつきましては十分慎重に検討いたしたい、かように考へておる次第であります。この際十九条を削除までいたさなくてもよいのではないかと、いふに考へております。

○大矢次郎君 実際の運用において誤りなきを期すればそれでよいのでありますけれども、併しなからくどいようでありますけれども、見返資金からの資金投資のものを肩替りいたしまして、これを出資に当てるという、開行銀行の出資は二千億以上になり、これが非常にコストのかからない資金ですね、そういう将来のことを考へて、この十九条を讀むという、如何にも適當でないような感がありますからして、今直ぐでなくとも将来に御考慮したいと思ひます。

○油井賢太郎君 大矢委員に關連するのですが、見返資金から肩替りする金額は大体どのくらいになるのですか。大体これは私企業に貸してあるのは千数億になつておりますが、そのうち中小企業等に三十三億幾らか出ておりますが、どの程度になつておりますか。

○政府委員(福田久男君) ちよつと今年の一月末の数字で古いのでございませうが、一月末における見返資金の私企業貸付金というものは、電力に三百七十七億、海運に四百二十二億、その他一般産業に百一十一億、中小企業に二十八億、合計九百四十億になつておりますが、その後新たに融資したものの、それから回収したものが若干あつたりして残高としてはもう少し殖えておると思ひます。これらの私企業に対する貸付が一応年度の改正法案における継続の対象になるかと思ひます。

○油井賢太郎君 では中小企業の今の二十八億というものは開行銀行へやはり継承されるわけですか。

○政府委員(福田久男君) 一応その対象と考へております。

○油井賢太郎君 その他見返資金關係の回収金は開行銀行に更に貸出しは一任されるということになるのですか。その場合やはり中小企業にも順次に貸出しされるのか、或いは中小企業は回収しつぱなしになるのですか。

○政府委員(河野通一君) その点は先ほど小林委員の御質問にお答えいたしました通りであります。債権債務を見返資金から会社が引き継ぎました場合には、それは自分で運用し管理するわけでありませう。返つて参りました回収になりましたものは開行銀行がこれを使うわけでありませう。その場合に先ほど申し上げましたのでありますが、できるだけその關係で回収になつて参つたものと及び今後におきましては、大体私企業の債権債務を見返資金から引継ぎます場合には、開行銀行が今後私企業、殊に中小企業等に充てようと思つておりますが、融資の資金も一緒に引継ぎようになり持つて行つたほうがいいのではないかと、これらの資金につきましてもできるだけ当初見返資金を通じて中小企業に出すことを予定いたしておりました程度のもので、それからすでに出してありますものの回収になりました金額につきましては、少くともその程度のものは中小企業に充てて参ります。ただこの際先ほど申し上げましたように、開行銀行の使命という点もありますので、いろいろな制約は受ける。一つは設備資金でなければいけない、それからもう一つは國の産業政策と申しますか、基本的な枠と申しますか、そういう範囲に属するものである、こういう制限がありますことは、先ほど申し上げた通りであります。

○油井賢太郎君 それは昨日小林委員が来たときに私は出席してゐなかつたのですが、開行銀行の當面の責任者がそういうことを事務的にやりこなされるのですか。今の中小企業に對して回収金を更に貸出すというやうな、そういう細かい事務まで現在のところでおやりになるのですか。

○政府委員(中村建城君) 中小企業の問題、先ほどからいろいろ御質問がございませうが、実は結局件数が多いものでございませうから、それで開行銀行といたしましては、只今本店と大阪支店としかございませうが、最近の機会に、名古屋と福岡、更にこの秋には札幌に支店をこしらへまして、二十八年度には恐らくまだはつきりしておりますが、広島とか或いは仙台とかに支店を設ける必要が起ると思ひます。併しなから大体におきまして、大體行政プロツク別にしか支店は置けない。それだけで中小企業を扱ひましていろいろと不親切で、一々借りるのに仙台に行く、或いは又札幌に行くというのは大變であります。それをどうするか考へておりますが、大体におきまして、或いは商工中金であるとか、長期信用銀行の支店であるとか、或いは場合によりましては信用金庫であるとか、これははつきりしておりませうが、そういうことができるだけ分散しておる窓口を委託いたしまして、そうしてその結果を支店に持ち寄りまして、支店で審査して貸付するというよりよいやうがないと思つております。これはまだ中小企業のほうでどういふやうにやるかというところは政府とも打合せしております。寄り／＼私どもが窓口を拡げなければならぬと思つておるが、併しなから支店とか事務所をたくさん開設するわけにも行かんというので、成るべく既存の機關を使つて、而も責任を一應取れるやうにしよう、こういうふうに考へておる次第であります。

○油井賢太郎君 今の御説明大変結構だと思ひますが、その際資金の量の面においては大体どの程度お見込みになるのですか。まあお氣持はわかるのですが、やはりだん／＼と減らされたものではこれは意味がなくなつてしまふ。

○政府委員(中村建城君) 見返資金がこちらへ参りますときの、只今大矢委員から質問がございまして、私の知つております三月末現在、中小企業は三十億余りと聞いておりますが、それにつきましては、例年の回収は大体四億程度と聞いております。それから復金から承継いたしました中小企業と申しますのが、統計が不備でありますのではつきりしませんが、資本金三百万円以下の貸出しは三月末で九十六億、百億足らずであります。その回収が、これもわかりませんが、先ず八億から十億くらいではないかと思つております。両方合せて十二、三億の回収になるわけでありませう。そこでその回収金だけを中小企業に当てれば年に十四、五億しか当たらないので非常に少い。それで更に一般の財源から多少廻さなければならぬのではないかと、いふに考へておりますが、これらの点は政府とも打合せしております。これらの点は開行銀行自体でも熱心しておりますから、ただそういうふうなことが考へられてゐるという程度にお聞き流しを願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 それは第一条の目的の中にやはり明確に入れておくということは必要はないですか。目的になくてもそういうことは開行銀行としてやつて差支えないといふやうに解釈してゐるやうにございませうか。

○政府委員(河野通一君) 第一条の目的は一般金融機關が融資ができますものにつきましては開行銀行はやらないう、一般金融機關の中には先ほど申しましたやうに、銀行だけではなくて、いわゆる庶民金融もあり或いは商工中金とかいろいろのものが入る、そういう金融機關で融資ができますものは、開行銀行は今中小企業についてやる必要はない。その限りにおきましては第一条の規定に従つてこの中小企業の融資をやることについては何ら差支えないと私どもは考へて

りますように、政府の政策に順応して

融資が行われなければならない、はつきりいたしておるわけでありす。

なお大蔵省におきまして、大蔵大臣は開発銀行に対して監督権を持ち、常時密接な連絡を保ちまして、市中銀行に対して私どもが接触いたしております以上、非常に深くこの銀行との間には常時業務上の連絡をいたしております。今申上げましたような趣意で監督いたして参りますならば、国の政策に反するような融資、行き方が行われるという事は万ないと考えている次第であります。

○油井賢太郎君 それでは貸出の際、或る金額以上のもの場合には、一口一口大蔵省と相談して、その上で貸出をするという手続でも取ることになるのですか。

○政府委員(河野通一君) 立派なかたがたが重役になられ、堪能な職員があられるのに、私どもが一々貸出の口ごとに指図をしたりする必要は毛頭ないと思ひます。そういうことをしなければならんようなかたがたが重役にも職員にもなつておらん。私どもといひましては、事後において十分どういふふうに融資が行われているかということをよく見ております。一般的には、開議で決定されております政府資金の対象となるべき産業及び交通に関する基本計画というものが作られる、それに則つて開発銀行、開議で了解されておりますが、これによつて開発銀行は融資活動を行なつております。その範圍において開発銀行はこれに順応して運用しなければならぬ。個々の貸出については私どもは指図をいたすという事はいたしません。事後において調査をするという事はいたしております。

ます。

○油井賢太郎君 その貸出しのいわゆる開議決定においてどういふ産業に何パーセントくらい、どのくらいの金額という具体的な一応の計画が立てられてあるのですか。金額の……。

○政府委員(河野通一君) 金額、パーセンテージは全然やつておりません。こういう種類の事業、こういう種類の施設、こういう種類の何と申しますか改修、こういうものが必要だと、こういうことを言つております。

○委員長(平沼彌太郎君) 本日の委員会はこれを以て散会いたします。

午後零時三十五分散会

五月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、長期信用銀行法案(予備審査のための付託は三月二十六日)